

2020春闘 第2回 団体交渉

解決一時金の提案 経営側から回答書提出 第2回 団体交渉



2020年4月10日日本社棟101会議室において第2回団体交渉が行われました。新型コロナウイルスの影響で、今回は「3密」を避けるために、経営側からは仲取締役、木塚所長、吉岡副所長が出席し、執行部は菊池委員長、岩淵副委員長、筒井書記長の3役が出席をしました。

回答書

1. 賃金要求について
2020年賃金要求の①月例賃金、②賞与部門、③退職金制度は即断できる内容ではなく、今後賃金検討委員会を開催し、協議していきたいと考えております。

2. 労働補償の要求
労働補償要求①の定額料金の給料計算は、受領した金額が賃金計算の元であることから導入には賃金検討委員会で協議すべき内容と考えます。②の無線空転補償については、現状のままです。③の修理手当は賃金の一部であることから賃金検討委員会で協議すべき内容です。現状のままです。

3. 高速道路帰路料金の会社負担の要求
高速道路帰路料金の会社負担につきましては、現状のままです。
今回、貴労組へ解決一時金として14,950,000円を支払うこととします。

(執行部) 新型コロナウイルスの影響で休業せざるを得ない状況の中、解決一時金を出していただけることに感謝します。要求項目が「ゼロ回答」だということについては、今の状況を考慮しますが、収束した際は再度検討して頂きたい。追加事項として、来月の休業補償について日本交通では2月、3月、4月の給与の平均日割り賃金の6割ということになっているが、東洋は日本交通と比べて能率給の足切りも高く、賞与の基準も495,000円と高い基準になっている。条件や賃金体系が違う中、同じ金額の補償では不十分です。4月度から5月度の休業を含め、基準を下げる為の交渉の機会を設けるといっても追記して頂きたい。
(経営側) わかりました。回答書に追記し、協議する機会を設けて検討します。
(執行部) タクシー業界ではロイヤリティムジンが乗務員を一斉解雇するなど、無責任な経営者も出ています。会社の体力を削がないよう、組合も協力していきますが、会社も雇用を継続していくことを第一に、努めて下さい。



仲取締役から、コロナ対策としてマスク・手洗い・消毒を徹底し営業所から感染者を出さないよう要請がありました。

2020年4月21日

東洋交通労働組合
執行委員長 菊池 るみ殿

東洋交通株式会社
代表取締役 川崎 正樹

回答書

2020年2月19日付、貴労組より2020年春闘要求書が提出され、真摯に協議を重ねて参りました。昨年の前半は消費税導入前の駆け込み等もあり、緩やかな改善傾向にあったものの年末、武漢より始まった新型コロナウイルスの影響により、国民の生活、経済に歴史的なダメージを与えています。いよいよ、4月7日には7都道府県にむけて緊急事態宣言の発布がなされ感染拡大の正念場を迎える中、東洋交通としては困難な状況においても公共交通機関としての責務を果たすべく業務を遂行しております。そのような中、安全の確保にむけて貴労組のご協力を得て事故、違反防止に向けた制度の修正などを進めており、事故件数においては一定の成果は見えるものの、任意保険料については4年連続の大幅増となり収支をさらに圧迫しております。このような状況下、貴労組2020年春闘要求につきましては真摯に受け止め、最大の誠意をもって次の通り回答するものと致しますので、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

- 2020年賃金要求の①、②、③は即断できる内容ではなく、今後労使で賃金検討委員会を開催し、協議していきたいと考えております。
- 労働補償要求の①は、受領した金額が賃金計算の元であることから導入には賃金検討委員会で協議すべき内容と考えます。②の無線空転補償については、現状のままです。③の修理手当は賃金の一部であることから賃金検討委員会で協議すべき内容です。現状のままです。
- 高速道路帰路料金の会社負担につきましては、現状のままです。

今回、貴労組へ解決一時金として14,950,000円を支払うこととします。

2020年4月7日の緊急事態宣言発令に伴い大幅な収入の減少が予測されることを受け、賞与を含めた労働条件について労使で再協議するものとする。

以上

2020春闘 妥結を決議 第2回 中央委員会

2020年4月19日本社棟2階会議室において第2回中央委員会が開催されました。議長には石井貴也氏、書記には内田幸氏が任命され、中央委員20名中、出席18名、欠席2名、委任状1通により、中央委員会が成立していることが宣言されました。

菊池委員長挨拶



2020春闘の中、新型コロナウイルスの影響で団体交渉も2回のみとなりまして。賃金・労働条件については「ゼロ回答」となりまして、昨年並みの解決一時金を勝ち取るのができませんでした。今回の中央委員会では、2020春闘妥結及び、解決一時金の配分方法についての審議をお願いいたします。

5月度の休業補償については、当初2、3、4月の平均賃金の6割と言っていましたが、4月21日に経営側と協定を結ぶ予定となっており、1、2、3月か、2、3、4月の平均賃金のどちらか高い方の7割という事を確認しています。他社の休業の影響で都内のタクシーは半分となり、通常の平均よりは少ないが売上も回復してきています。そんな中、有給を率先して入れる人がいますが、皆がそれをしてしまうと会社の体力を早く削ぐことになってしまいます。会社を守り、雇用を守るために、出勤日にはしっかり乗務して、かかる経費以上を稼いでいくこと。体調管理をしっかり行い、マスクの着用、車内の消毒を徹底して感染しない努力をすることを願います。今後、8月までに賞与についても基準の見直しについて交渉を行ってまいります。

「2020春闘妥結提案」 「解決一時金配分方法」について

経営側からの回答書については、質疑はなく満場一致で承認され、2020春闘を妥結することが決定しました。「解決一時金の配分方法」について執行部からの提案は以下の通り。

《具体的な配分案①》（昨年の基準）

解決一時金は、支給日（5月30日）に組合に在籍する本採用・嘱託・定時制の組合員に以下のように配分する。
1. 本採用及び嘱託で組合在籍1年以上の組合員に対して「一人



《具体的な配分案②》

- 20,000円を配分します。組合在籍1年未満の組合員には「10,000円」を配分します。
 - 懲戒処分等で出勤停止処分を受けた組合員は「配分はゼロ」とします。
 - 懲戒処分等で譴責処分を受けた組合員は「一人10,000円」を配分します。
 - 組合在籍1年未満で譴責処分を受けた組合員は「5,000円」を配分します。
 - 無事故・無違反・無苦情で營收が700万円以上の組合員は、30,000円をプラスし、「一人50,000円」を配分します。
 - 出勤停止処分者以外のモニタリング満点者には、1件につき5,000円を給付します。
- ※1〜3については、試算状況により、減額または増額があります。残余については、一般会計に繰り入れます。

解決一時金は、支給日（5月30日）に組合に在籍する本採用・嘱託・定時制の組合員に以下のように配分する。
※但し、給付を受けてから7月度までに退職した組合員は、返金することとする。

- 本採用及び嘱託で組合在籍1年以上の組合員に対して「一人20,000円」を配分します。組合在籍1年未満の組合員には「10,000円」を配分します。
- 懲戒処分等で出勤停止処分を受けた組合員は「配分はゼロ」とします。
- 懲戒処分等で譴責処分を受けた組合員は「一人10,000円」を配分します。
- 組合在籍1年未満で譴責処分を受けた組合員は「5,000円」を配分します。
- 無事故・無違反・無苦情で營收が700万円以上の組合員は、30,000円をプラスし、「一人50,000円」を配分します。
- 出勤停止処分者以外のモニタリング満点者には、1件につき5,000円を給付します。

収が700万円以上の組合員は、10,000円をプラスし、「一人30,000円」を配分します。
2. 定時制組合員に対して「一人10,000円」を配分します。
①懲戒処分等で出勤停止処分を受けた定時制組合員は「配分はゼロ」とします。
②懲戒処分等で譴責処分を受けた定時制組合員は「一人5,000円」を配分します。
③無事故・無違反・無苦情の定時制組合員には、5,000円をプラスし「一人15,000円」を配分します。
3. 出勤停止処分者以外のモニタリング満点者には、1件につき5,000円を給付します。
※1〜3については、試算状況により、減額または増額があります。残余については、一般会計に繰り入れます。

《質疑応答》

●配分案が2つの意味は？また、①、②を比較すると優良乗務員の配分だけが減っているが、その残余はどうなるのか？
（5002鈴木氏）

（執行部）昨年と今の状況は違い、全員に配分した方が良いという意見も出るのではないかと、2つ出しました。出勤停止処分者にも配分することになれば、残余はありません。まだ決定ではありませんが、今年は一時金の配分とは別に、新型コロナウイルスの影響を受けた全組合員に、組合から支援を考えています。

●配分案自体に「配分ゼロ」は盛り込んだままにするのか？ 厳しい状況でも700万以上頑張った乗務員に還元した方が良いので配分案①が良いと思います。
（5926山田氏）

（執行部）今の出勤停止処分は事故多発も無くなり、それなりのことをした者が出勤停止処分になっています。組合からの提案ではありますが、条件をどうするかは中央委員会で審議すること。

●配分案②にして解決一時金は全員に配分されるべき。
（5151神村氏）
（5002鈴木氏）

※意見が2つに分かれたので、石井議長が「出勤停止処分者の配分について」の決議を取り、「配分する」に賛成8名、「配分ゼロ」に賛成10名となり、出勤停止処分者には配分をしないことが決定し、昨年と同じ配分案①の基準で一時金を配分することが決定しました。